

令和4年3月1日

令和3年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和4年3月1日会議提出議案一覧表

議案第46号	令和4年度鳥羽市一般会計予算	・・・	別冊
議案第47号	令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第48号	令和4年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第49号	令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第50号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	・・・	別冊
議案第51号	令和4年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・	別冊
議案第52号	令和4年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・	別冊
議案第53号	鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について	・・・	1
議案第54号	鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・	5
議案第55号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・	7
議案第56号	鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	9
議案第57号	鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・	11
議案第58号	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について	・・・	13
議案第59号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・	15
議案第60号	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	・・・	18
議案第61号	指定管理者の指定について（答志コミュニティセンター）	・・・	20
議案第62号	指定管理者の指定について（答志和具コミュニティセンター）	・・・	21
議案第63号	指定管理者の指定について（鳥羽市農水産物直売所）	・・・	22
議案第64号	指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）	・・・	23
議案第65号	定住自立圏形成協定の変更について	・・・	24
議案第66号	工事請負変更契約の締結について	・・・	27

議案第53号

鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について
鳥羽市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等支援の基本理念及び支援の基本となる事項を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者及びその団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の事情に応じて、適切に推進されなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく行わなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用する者が犯罪被害者等となった場合は、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(支援金の給付)

第7条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金の給付を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある場合、犯罪被害者等が平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、家事に関する支援、保育に要する費用の助成その他日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための必要な施策を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の発生の防止の重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第12条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第54号

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

本市非常勤職員の育児休業の取得要件等について、国家公務員に準じた措置を講じたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 5 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

学校歯科保健の業務増加による負担の増大に鑑み、学校歯科医の報酬額を改
定したく、本提案とするものである。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一
部を次のように改正する。

別表学校歯科医の項中「260円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第56号

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

入所児童数の減少等に伴い、かがみうら保育所を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表鳥羽市立かがみうら保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 57 号

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

岩崎老人憩の家を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部
を次のように改正する。

別表岩崎老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第58号

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和
に関する条例の一部改正について

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提 出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部
改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和
に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例（平成30年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第4項各号」を「第2条第3項各号」に改める。

第8条第2項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同条第5項の表第1項の項中「第13条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第59号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提出

令和4年 3月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

消防団員の処遇改善を図るため、年報酬及び災害出動時等の費用弁償について改正するとともに、消防団員の定数について現状を考慮し減員したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「510人」を「490人」に改める。

別表第1副団長の項中「63,000円」を「69,000円」に改め、同表分団長の項中「51,000円」を「50,500円」に改め、同表副分団長の項中「37,500円」を「45,500円」に改め、同表部長の項中「30,000円」を「37,000円」に改め、同表班長の項中「27,000円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「25,500円」を「36,500円」に改める。

別表第2中「

災害	火災出動、水防出動、人命救助出動等の災害出動	活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。以下同じ。）1時間以上のもの	1 災害	5,000円
		活動時間1時間未満のもの	1 災害	3,000円
搜索	行方不明者等の搜索	活動時間1時間以上のもの	1 事案	5,000円
		活動時間1時間未満のもの	1 事案	3,000円

」を「

災害	火災出動、水防出動、人命救助出動等の災害出動	活動時間（現場到着から現場引揚までの時間をいう。以下同じ。）4時間以上のもの	1 災害	8,000円
----	------------------------	--	------	--------

		もの		
		活動時間 1 時間以上 4 時間未満のもの	1 災害	5,000円
		活動時間 1 時間未満 のもの	1 災害	3,000円
搜索	行方不明者等の搜索	活動時間 4 時間以上 のもの	1 事案	8,000円
		活動時間 1 時間以上 4 時間未満のもの	1 事案	5,000円
		活動時間 1 時間未満 のもの	1 事案	3,000円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第60号

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月 1日 提出

令和4年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴い、公務災害補償を受ける権利に対する担保の設定に関する特例を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 6 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
答志コミュニティセンター	鳥羽市答志町 386 番地 2 答志町内会 会長 西川 豊幸	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 3 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 6 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
答志和具コミュニティセンター	鳥羽市答志町 813 番地 答志和具町内会 会長 山本 春久	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 3 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 6 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市農水産物直売所	鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 42 鳥羽マルシェ有限責任事業組合 組合員 鳥羽磯部漁業協同組合 職務執行者 藤原 隆仁	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 3 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
答志コミュニティアリーナ	鳥羽市答志町 943 番地 島の旅社推進協議会 会長 濱口 博	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 3 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 65 号

定住自立圏形成協定の変更について

伊勢市との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更することについて、鳥羽市議会基本条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

伊勢志摩圏域における二次救急医療体制の維持及び消費生活相談体制の強化等を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく、本提案とするものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表医療体制の確保の部に次のように加える。

救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。
---	---	---

別表第1の2の表商工業の振興の部圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。の項中「伊勢志摩地域産業活性化協議会における事務局を担う」を「三重県と連携を図る」に、「及び活性化」を「及び地域経済の活性化」に改める。

別表第2の4の表に次のように加える。

消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
-------------	--------------------------------------	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 伊勢市岩淵一丁目 7 番 29 号

伊勢市

伊勢市長

乙 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

鳥羽市

鳥羽市長

議案第 66 号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工 事 名	内 容		
	変更事項	変更前	変更後
鳥羽市同報系防災行政無線 デジタル化工事	契約金額	392,700,000 円	372,240,000 円

令和 4 年 3 月 1 日 提 出

令和 4 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

令和 2 年 10 月 2 日会議において可決された工事請負契約（受注者 株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部）について、その内容の一部を変更したく、本提案とするものである。